

松山市子ども・子育て支援事業計画(案) における任意記載事項等について (地域子育て部会部分)

平成26年8月28日

<検討事項>

基本指針において、任意記載事項とされている項目のうち、地域子育て部会に該当する2項目についての記載有無及び記載内容。

～任意記載事項とされている項目～

- (1) 専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項、各市町村の実情に応じた事項
- (2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

<事務局案>

任意事項についても記載する。なお、記載内容については次ページ以降を参照

1. 専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項、各市町村の実情に応じた事項

◇記載する主な事項(基本指針より)

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ① 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
- ② 発生予防、早期発見、早期対応等
- ③ 社会的養護施策との連携

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(3) 障がい児施策の充実等

◇記載内容

・(1)児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じての相談や、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関との連携強化を図ります。

【2-1】養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

【2-1】妊婦一般健診事業、乳児家庭全戸訪問事業

【3-1】1歳6か月健診、3歳児健診、赤ちゃん相談、乳児一般健康診査、予防接種

【8-1】要保護児童対策事業

・(2)母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

【8-2】「ひとり親家庭の自立支援の推進」全般

・(3)障がい児施策の充実等

障がい児が在宅で生活する上での支援や、可能な限り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けられるための教育支援体制の整備等を図ります。

【8-3】「障がい児施策の充実」全般

2. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

◇記載する主な事項(基本指針より)

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

◇記載内容

・(1)仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに働き方の見直し等について啓発や情報提供等を積極的に推進します。

【6-1】「多様な働き方の実現及び働き方の見直し等」全般

・(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

【1-1】「幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実」全般

【2-1】放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業